

生ごみ集団回収  
新規参加グループ募集

生ごみの集団回収は、地域の3世帯以上が集まったグループが、それぞれの家庭から出る生ごみを決められた日時・場所に出し、市が無料で回収して資源化を行うものです。参加には専用バケツが必要で、購入費の一部を市で補助しています。参加手続き、専用バケツの購入費等の詳細はお問い合わせください。

健康

平成30年度版「東村山市健康ガイド」発行

健康ガイドには、市が実施する健診(検診)や各種相談の年間予定、地域での保健推進員活動の紹介、かかりつけ医・歯科医・薬局を探せる「東村山市医療マップ」など健康の維持・増進に有益な情報が掲載されています。市報4月1日号と併せて配布していますので、保存してご利用ください。

脳活性化教室

脳への刺激を目的とした運動指導を行います。  
日 5月11日(金)・18日(金)午前10時～11時30分(全2回)  
場 スポーツセンター  
※車以外での来場にご協力ください。

市内在住・在勤のかた、50名程度  
※参加人数により、一部内容を変更する場合があります。  
※運動のできる服装で

講 東京ドームスポーツトレーナー  
申 直接(返信用はがき持参)  
又は往復はがきに必要事項と

必要事項「講座名(検診名など)・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」・特記事項(詳細は最終面参照) ※消せるボールペンは使わないでください。



脳活性化教室  
市内在住の65歳以上で要介護認定を受けていないかた、両コース計28名  
※応募者多数の場合は抽選し、当選者のみへ通知します。  
費用 月額2千260円(テキスト代)  
申 はがきに必要事項と生年月

年齢を明記し、4月24日(消印有効)までにスポーツセンター(〒189-0003久米川町3-30-15)へ  
※参加決定は4月26日(木)以降に通知。定員に満たない場合は、同日午後1時から電話と窓口で受付(先着順)

防災

防災に関する情報がメールで届きます

市では、スマートフォンや携帯電話、パソコンへ電子メールで市からの防災に関する情報を配信する「東村山市防災行政無線メール」システムを運用しています。  
登録すると、警報の発表や避難準備情報など、市からの防災情報を迅速に受け取ることが出来ます。  
※登録・使用は無料ですが、メール1通あたり1～2円のパケット通信料がかかります。  
※迷惑メール対策をしている場合はメールを受け取れない状態に設定してください。

元気アップ事業  
脳の元気アップ教室  
第6期生参加者募集

くもん教材による簡単な読み書き・計算、軽体操を通じて判断力・意欲などの脳の働きを高めることができます。  
日 8月13日を除く5月21日(11月26日の毎週月曜日(全27回))  
※月曜日が祝日の場合は、翌日火曜日に開催  
A コース 午前9時30分～10時40分  
B コース 午前10時10分～11時20分  
※コース選択不可  
場 シルバー人材センター(久米川町4-9-19)

市内在住の65歳以上で要介護認定を受けていないかた、両コース計28名  
※応募者多数の場合は抽選し、当選者のみへ通知します。  
費用 月額2千260円(テキスト代)  
申 はがきに必要事項と生年月

必要事項「講座名(検診名など)・住所・氏名(ふりがな)・電話番号」・特記事項(詳細は最終面参照) ※消せるボールペンは使わないでください。

日を明記し、4月13日(必着)までに健康増進課へ  
健康増進課

報告

「東村山市シティプロモーションアンケート」結果報告

東村山市の認知度やシティプロモーションの進捗を測り、今後の市の施策やまちの魅力の発信等に活用するため、「東村山市シティプロモーションアンケート調査」を実施し、結果報告書を作成しました。同報告書は、次の方法・場所でご覧になれます

場情報コーナー(本庁舎1階)、各図書館、  
問 シティセールズ課

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員は、市長が推薦し、法務大臣が委嘱を行っています。  
平成30年4月1日付で古瀬範雄氏(久米川町)が人権擁護委員に再任で委嘱されました。任期は3年間です。

教育委員会委員の選任

市議会3月定例会の同意を得て、櫻井康博氏が教育委員会委員に選任されました。  
任期平成30年3月16日から4年間



櫻井康博氏

問 秘書広報課

中小企業(小規模)経営者のかたへ  
「小口事業資金(一般・特別)・小口零細企業資金融資制度」をご利用ください

問 産業振興課

市では、中小零細企業者への資金繰りの支援策として、小口事業資金(一般融資・特別融資)・小口零細企業資金の融資制度を設けています。

一般融資には運転資金・設備資金・移転資金・創業資金・特定創業資金があり、事業者だけでなく創業者の申し込みも受け付けています。特定創業資金は、平成29年度から新設された創業者向けの融資制度であり、市の創業計画における認定書発行者が申請できる制度です。

特別融資は社会経済状況の悪化を考慮して市長が必要と認める年度に限り行うものです。ぜひご利用ください。

融資内容下表参照

人運転・設備資金は次のすべてに該当するかた

市内に事業所を有し、市内で1年以上同一事業を経営しているかた

3か月以上市内に住んでいるかた

前年度の市町村民税を滞納していないかた

事業内容が堅実で、適切な事業計画等があり、返済見込みが確実なかた

創業資金・特定創業資金は、これから事業を始めるかたと事業を始めて1年未満のかたが対象です。

創業資金、特定創業資金、移転資金、特別融資は別途要件があります。詳細はお問い合わせください。

※東京信用保証協会の保証を受けることが保証条件になります。

信用保証協会へ支払った保証料の補助

補助額 支払った保証料の2分の1(上限10万円)、特定創業資金は全額補助

必要書類

「信用保証料決定のお知らせ」の通知書(信用保証協会交付)

返済予定表

預金通帳

印鑑

申請期間 保証決定を受けた日の翌日から6か月以内

利子補給  
遅滞なく返済したときは支払利息を補助します。補助額 支払利息の50%、特定創業資金、特別融資は初年度のみ全額

必要書類

返済表又は予定表(支払った利息が返済開始から終了まで記載してあるもの)

預金通帳(最終返済が記載されているもの)

印鑑

申請期間 融資を完済した日の翌日から6か月以内

※融資期間中に市外への転出(個人)、事業所の移動(法人)があった場合は、利子補給の支給はその日ま

でとなります。

※詳細は問い合わせ先へ

小口事業資金融資制度

制度	用途	限度額	返済期間	利率	市補助金	
					利子補給 負担割合	保証料補助
一般融資	運転資金	500万円	5年(据置6か月含む)	1.925%	市負担 1/2	市負担 1/2 (上限10万円)
	設備資金	700万円	7年(据置1年含む)			
	移転資金	1,200万円	10年(据置1年含む)			
	創業資金	500万円	5年(据置1年含む)			
特別融資	特定創業資金	500万円	7年(据置1年含む)	1.725%	1年目 市全額負担 2年目以降 市負担1/2	市全額負担
特別融資	不況対策特別資金	500万円	5年(据置6か月含む)	1.725%	1年目 市全額負担 2年目以降 市負担1/2	市負担 1/2 (上限10万円)

小口零細企業資金融資制度

用途	限度額	返済期間	利率	利子補給	保証料
運転資金	500万円	5年(据置6か月含む)	1.725%	市負担 1/2	市負担1/2 (上限10万円)
設備資金	700万円	7年(据置1年含む)			

※保証料補助・利子補給に関しては別途申請が必要になります。